

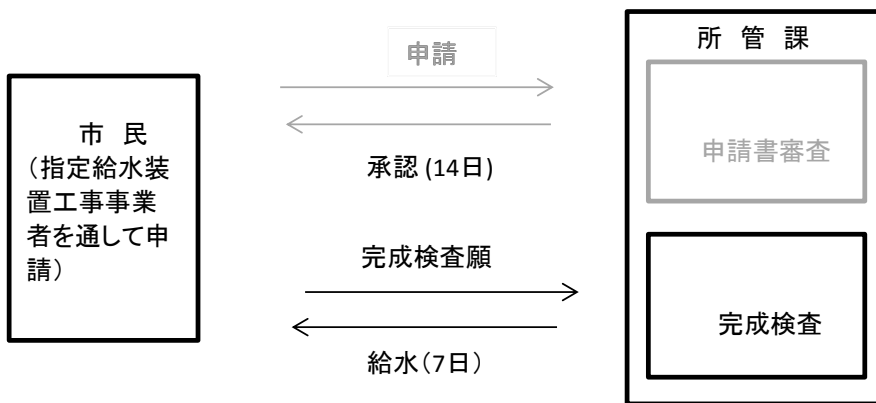
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	給水装置工事の検査	
処 分 の 概 要	申請に基づいて給水装置工事を検査する。	
根 拠 法 令 名	松山市水道事業給水条例(平成9年条例第37号)	
条 項	第6条第2項	
所 管 課	水道管路管理センター	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標準処理期間	計	7日
審査基準	給水装置工事施行基準に適合すること。	
【根拠法令等】		
1 根拠法令		
松山市水道事業給水条例 (工事の設計及び施行)		
第6条 第4条に規定する工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。		
2 指定給水装置工事事業者が前項の工事の設計及び施行をするときは、管理者が定めるところにより、工事着手前に設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、工事完成後に完成検査を受けなければならない。		
2 審査基準		
給水装置工事施行基準による。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。